

2020年3月6日

留学生の皆さんへ

留 学 生 課

新型コロナウイルス感染症の影響により、帰国便の確保や本国国内の住居地への帰宅が困難であると認められる者に対して、出入国在留管理庁が特別な措置をとることをお知らせします。

#### 1. 帰国困難者

「留学」の在留資格で在留中であり、帰国困難の場合、短期滞在（30日）への在留資格変更が許可されます。仙台入国管理局で必要な手続きを行ってください。

#### 2. 窓口混雑緩和措置

「留学」の在留資格で在留中であり、2020年3月中に在留期間の満了日を迎える場合、在留期間更新許可申請及び在留資格変更許可申請については、在留期間満了日から1か月後まで受け付けます。

出入国管理庁のお知らせはこちら：

<https://sup.bureau.tohoku.ac.jp/visa/news.html#20200306>